

### 3-1 課税状況

	人 員	総所得金額等	申告納税額等	所 得		
				営 業 等 所 得 者		
				人 員	総所得金額等	申告納税額
	人	千円	千円	人	千円	千円
確定申告	1,084,183	6,276,318,015	405,198,036	350,844	1,332,227,309	92,849,739
修正申告	525	3,436,297	224,356	75	230,238	20,228
決定・増額更正	—	—	—	—	—	—
減額更正	△ 1	△ 6,534	△ 463	—	—	—
更正請求	△ 4	△ 14,417	△ 4,167	—	△ 1,138	△ 146
※ 計	実 1,084,703	6,279,733,361	405,417,761	実 350,919	1,332,456,409	実 92,869,821
法第103条による税額	5,674	…	2,242,641			
合計	1,090,377	…	407,660,403			
過少申告加算税	内 1	—	6			
無申告加算税	内 32	—	2,761			
重加算税	内 —	—	—			
納税額総計	—	—	407,663,169			
※ 12 年 分	実 1,133,951	6,595,960,355	432,565,544	実 384,104	1,438,997,209	実 97,846,594
※ 11 ”	実 1,159,314	6,683,128,239	434,770,233	実 400,066	1,466,381,635	実 94,753,414
※ 10 ”	実 985,176	6,725,814,861	504,892,102	実 301,603	1,346,947,690	実 105,692,422
※ 9 ”	実 1,329,643	7,854,753,347	604,194,377	実 514,537	1,918,367,859	実 149,473,751

調査対象等：平成13年分の申告所得税の納税者について、平成14年3月31日までの申告又は処理（更正・決定等）による課税実績を示した。

(注) 1 「人員」欄の「実」は実人員を示す。

2 内書は加算税の全額が増加したものを掲げている。

### 3-2 既往年分の課税状況

	12 年 分			11 年 以 前 分			計			
	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等	人 員	総所得金額等	申告納税額等	
	人	千円	千円	人	千円	千円	人	千円	千円	
申告又は処理による増減差額	内 37,720 89,454	842,341,109	17,036,607	内 11,177 42,794	132,377,350	20,152,253	内 48,897 132,248	974,718,458	37,188,859	
加算税の増減差額	過少申告加算税	内 24,679 24,737	—	861,193	内 23,123 23,289	—	1,266,053	内 47,802 48,026	—	2,127,246
	無申告加算税	内 13,146 13,274	—	327,445	内 4,383 4,476	—	190,228	内 17,529 17,750	—	517,673
	重加算税	内 1,030 1,034	—	600,295	内 2,716 2,734	—	2,207,687	内 3,746 3,768	—	2,807,981
	小計	内 38,855 39,045	—	1,788,933	内 30,222 30,499	—	3,663,967	内 69,077 69,544	—	5,452,900
計	—	—	18,825,539	—	—	23,816,220	—	—	42,641,759	

調査対象等：平成12年分以前の申告所得税の納税者について、平成13年4月1日から平成14年3月31日までの間の申告又は処理（更正・決定等）による課税実績を示した。

(注) 内書は本税又は加算税の全額が増加したものを掲げている。

農 業 所 得 者			内 訳		
人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額	人 員	総 所 得 金 額 等	申 告 納 税 額
	千円	千円	人	千円	千円
7,175	22,739,534	837,635	726,164	4,921,351,172	311,510,662
1	2,447	275	449	3,203,612	203,852
—	—	—	—	—	—
—	—	—	△ 1	△ 6,534	△ 463
—	—	—	△ 4	△ 13,279	△ 4,021
<b>実 7,176</b>	<b>22,741,980</b>	<b>837,910</b>	<b>実 726,608</b>	<b>4,924,534,972</b>	<b>311,710,030</b>
<b>実 8,386</b>	<b>28,911,900</b>	<b>1,191,508</b>	<b>実 741,461</b>	<b>5,128,051,246</b>	<b>333,527,443</b>
<b>実 8,728</b>	<b>32,079,413</b>	<b>1,458,220</b>	<b>実 750,520</b>	<b>5,184,667,191</b>	<b>338,558,600</b>
<b>実 8,314</b>	<b>36,287,704</b>	<b>1,953,527</b>	<b>実 675,259</b>	<b>5,342,579,467</b>	<b>397,246,153</b>
<b>実 10,551</b>	<b>37,537,186</b>	<b>2,134,917</b>	<b>実 804,555</b>	<b>5,898,848,302</b>	<b>452,585,709</b>

- 用語の説明：1 **更正の請求**とは、納税申告書を提出した者の申告した課税標準等又はこれに対する税額等の計算に誤りがあったことにより納付すべき税額が過大であるとき等、一定の理由に限り、一定期間内に更正（改め直すこと）の請求をすることをいう。
- 2 **法第103条による税額**とは、確定申告書の提出がないために、予定納税額が年税額となった所得税額をいう。

### 3-3 免除状況

	人 員	所 得 金 額	軽減又は免除税額
	人	千円	千円
租税特別措置法第25条《肉用牛の売却による農業所得の免税》の規定によるもの	1,374	1,555,734	135,397
災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律第2条《所得税の軽減免除》の規定によるもの	4	8,238	442
<b>計</b>	<b>1,378</b>	<b>1,563,972</b>	<b>135,839</b>

調査対象等：平成13年分の所得税の確定申告により、所得税を軽減又は免除（軽減又は免除により納付税額のなくなった者を含む。）された者の事績を平成14年3月31日現在で示した。